

桐の里介護予防短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

[令和7年11月1日現在]

- 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口は、次のとおりです。
- ・ 電 話 0198-48-2905
(土・日曜日祝日以外の午前8時30分～午後5時30分)
 - ・ 担 当 生活相談員(社会福祉士・社会福祉主事)

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所設置者	社会福祉法人大迫桐寿会
事業所名	桐の里介護予防短期入所生活介護事業所
所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
介護保険指定番号	桐の里介護予防短期入所生活介護事業所 [No.0372300145] 岩手県指令県南広保第109-348号
事業の内容	介護保険法令に従い、利用者の身心の状況に応じた適切な「介護予防短期入所生活介護」サービスを提供します。
法令順守責任者	園 長 峯 村 諭

(2) 職員体制(運営規程で定めた員数を基準配置とする。)

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	社会福祉士	1名(1)兼務		1名(1)
医 師		名()兼務	1名(1)兼務	1名(1)
事 務 員		3名(2)兼務		3名(2)
生 活 相 談 員	社会福祉主事	2名(2)兼務		2名(2)
介護支援専門員		1名(1)専任		1名(1)
管 理 栄 養 士	管理栄養士	1名()兼務		1名()
栄 養 士	栄 養 士	1名()兼務		1名()
機能訓練指導員		*看護師1名が兼務		*1名
調 理 員		5名()兼務		5名()
介 護 補 助 員		1名(1)専任		1名(1)
看 護 師	看 護 師	5名()兼務		5名()
介護職員	介護士 介護員	介護支援専門員	4名()重複	4名()
		介護福祉士	17名(3)兼務	17名(3)
		介 護 員	9名(4)兼務	9名(4)

(3) 設備の概要

入所定員		8名（他長期入所58名）	利用者トイレ	5ヶ所
居室	4人部屋	12室（1室 9.6㎡）	静養室	1室（2人用）
	4人部屋	2室（2室 11.5㎡）	医務室	1室（兼看護師室）
	2人部屋	2室（1室 9.9㎡）	食堂	2室（兼機能訓練室）
	個室	6室（1室 14.7㎡）	談話室	2ヶ所
浴室（2ヶ所）		普通浴室・車椅子浴室	相談室	1室（兼会議室）
洗面所		各居室及び共同型計23ヶ所		

3 介護サービス内容

当事業所では、利用者の身心の状況に応じ、本人・家族及び担当介護支援専門員と協議し、本体生活棟もしくは小規模生活棟での生活を相談させていただきます。

(1) 日常の生活日課

6:00	7:40	10:00	12:00	14:00	18:00	21:00
起床 洗面 着替え	朝食	各種活動 趣味/個別 入浴	昼食	入浴 (普通浴) (特殊浴)	夕食	就寝
日中も利用者の身体状態を踏まえて、排泄介助及び見守りや健康管理に努めます。				夜間も排泄介助や巡視及び見守りを徹底します。		

(2) 週間の生活日課

① 本体生活棟（定員58名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	入浴 (一般浴) 対象者全員 理容(第2・4)	入浴 (特浴) 対象者全員 リハビリ	趣味活動 訪問売店 各種活動	入浴 (一般浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員 リハビリ	グループ 活動 リネン交換	憩いの日
午後	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員 回診	入浴 (特浴) 対象者全員	

② 小規模生活棟（定員8名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	入浴 (一般浴)	グループ 活動 リハビリ	グループ 活動 リネン交換	入浴 (一般浴)	グループ 活動 リハビリ		憩いの日
午後	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助 回診	趣味活動 個別援助	

(3) サービス計画の作成・調整

当事業所では、短期入所の利用にあたり、利用者の自立支援・健康の維持及び家族の意向等を踏まえ「介護予防短期入所生活介護サービス計画」を作成し、介護サービスを提供させていただきます。

(4) 生活援助

① 食 事

利用者の食習慣・食形態及び健康状態を参考に「栄養と味わい」を基本とした食事の提供に努めます。また、利用者の希望により摂取場所（食堂・居室・談話室等）及び摂取時間は自由に選択できます。なお、利用者の日々の健康状態によって、個別に提供する場所及び時間帯を設定させていただきます。

区 分	食 事 時 間	備 考
朝 食	7 : 4 0 ~ 8 : 4 0	食事以外に「おやつ類」として、午前・午後・就寝前に「菓子や飲物」を提供します。
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	
夕 食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	

注) 食後は、歯磨き・義歯の清潔保持を援助します。

② 入 浴

利用者の身体機能に合わせた入浴形態（一般浴・特殊浴）と個別の入浴介助に努め、入浴できない場合は、更衣や全身清拭による入浴の代替を援助します。

入浴回数は、2回／週以上を目安に援助します。

区 分	入 浴 時 間	入 浴 日
一 般 浴	1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	火・金曜日
特殊浴	1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	月・木曜日
	1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	月・火・水・木・金・土曜日
身体清拭	健康状態により代替	随時設定

注) 特殊浴は、身体及び健康状態により「椅子式」のストレッチャーで入浴する形態です。

③ 機能訓練

利用者の身体機能や意思に基づき、在宅の生活支援を目的にリハビリ的援助を取り入れ機能低下の予防に努めます。

状況により、専門医師等（医師、理学療法士、作業療法士、看護師等）の訓練や指導に基づき職員が支援させていただきます。

④ 生活相談

生活相談員が窓口となり、入所生活や居宅生活上の心配事等の相談を受けます。

⑤ 健康管理

利用者の健康については、看護師による日常の「健康管理」と嘱託医師の定期的な診察により疾病の併発や予防に努めます。

毎週金曜日「13:30～15:30」の間に、施設内で嘱託医師による診察と健康相談を受けることが出来ます。

⑥ 介護職員による医療的ケアの対応について

平成24年4月1日以降、関係法令で定められた範囲で、利用者及び家族の同意の上、嘱託医師の指示及び施設の看護師との連携により、介護職員の医療的ケア（痰の吸引及び経管栄養者の対応・管理）を介護職員がおこなう体制を整えました。

ただし、対応可能な介護職員は、関係法令で定められた一定の専門研修を受講し、岩手県知事の認定を受けた者が対応します。

⑦ 各種行事

利用者との親睦・交流として「お茶会等」の定期行事や季節行事があります。

また、利用者の社会参加と生活圏の拡大を目的に、各種訪問やボランティア活動の受け入れ、外出活動等、地域に密着した交流を実施しています。

⑧ 理容サービス

毎月第2・4月曜日9：00～11：00に大迫理容師組合の方々の訪問協力により理容サービスを実施しております。

利用料金は、下記のとおりです。

理 容 内 容	料 金
整髪と顔毛剃り	2, 5 0 0 円
整髪のみ	2, 0 0 0 円
顔毛剃りのみ	1, 5 0 0 円

4 利用料金

(1) 基本料金（一日あたりの料金）

介護予防短期入所生活介護費（介護保険負担割合証の掲載割合により負担額は変わります）

【令和6年4月1日施行】

要介護度区分	自己負担額（1割の場合）		利用計画（ 日間）負担額	
	従来型個室	多 床 室	従来型個室	多 床 室
要支援1	4 5 1 円		円	
要支援2	5 6 1 円		円	

(2) 居住費

利用する居室の種類により、居住費が設定されています。

区 分	自 己 負 担 額	利用計画（ 日間） 負担額	備 考
従来型個室	1, 2 3 1 円	円	個室料と光熱費相当
多床室（2～4人）	9 1 5 円	円	光熱費相当額

ただし、利用者の病状（感染症・精神症状等）や医師の指示により「個室の利用が必要」とする場合にあっては、多床室扱いになります。

(3) 食費及び栄養管理加算

食事費は「朝食・昼食・夕食」に区分して提供します。

朝 食	昼 食	夕 食	1日当たり（3食）
4 0 5 円	5 2 0 円	5 2 0 円	1, 4 4 5 円

注1）(2)「居住費」、(3)の「食費」について、「介護保険負担限度額認定証」により負担限度額が設定されている金額が自己負担額になります。

(4) 介護保険制度加算関係

区 分	自 己 負 担 額	利用計画（ 日間） 負担額	備 考
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	22円	円	介護福祉士が基準以上 配置されている事業所 の利用者が対象となり ます。
夜勤職員配置加算 （Ⅰ）ロ	13円	円	要介護状態の利用者へ 質の高い介護を提供す るため、夜勤職員を基 準以上配置している施 設で加算が適用しま す。

介護職員処遇改善加 算（Ⅰ）	基本介護費＋各種加算額の月額合計 ×14.0%＝加算額	介護職員の処遇を改善 するため国が定めた基 準と当施設が該当する 区分で計算した月額が 加算されます。
-------------------	--------------------------------	---

注1）上記の基本料金は、介護保険法で定められた基準額に準拠しています。

(5) 送迎サービス費

利用における入所及び退所時の送迎は、原則としてご家族の対応をお願いします。
ただし、利用者の身体及び健康状態や家族の事情等からみて送迎を行うことが必要
と認められる場合は、次の費用にて「送迎サービス」を実施します。

区分	送 迎 サ ー ビ ス （ 片 道 ）		備 考
通常送迎区域	自 己 負 担 額	184円	花巻市（旧花巻市除く） 遠野市宮守町・紫波町
通常送迎区域外	自 己 負 担 額	184円	上記区域以外が対象とな り、基本額に特別料金を加 算した額
	片道30km未満	1,000円	
	片道30km以上	2,000円	

注）走行距離は、最も経済的な経路による事業所から利用者の居宅までの距離
とします。

(6) その他の料金

①行事等参加費用

バス旅行やドライブ等の外出行事に参加する場合「施設見学科・食事代」の実費分
を負担いただくことがあります。ただし、内容は事前に提示させていただきます。

② 全額自己負担となる費用

利用者の希望による物品の購入や事業所が提供する食事以外に外部から食事を取りい
れる等の場合は、利用者個人に実費額を負担していただきます。

③その他

入所前に、利用者の都合でサービスを中止する場合は、利用開始予定日の前までに
申し出をすることにより、料金を負担することなく中止できます。

(7) 利用途中におけるサービスの中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合には、退所日までの日数を基に利用料

を計算します。

以下の場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所時の健康チェックの結果、サービス提供が困難な体調にある場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(8) 支払方法

短期入所介護の利用料は、利用の翌月の5日以降に「請求書」等で金額をお知らせします。

お支払いにつきましては「口座自動振替」を基本とし、所定の手続きの上、指定する利用者等の口座からの「自動振替」でお願いします。また、やむを得ず「金融機関からの振込」の場合は、「振込手数料の自己負担」での処理をお願いします。なお、「現金」でのお支払いは、平日の「午前9時から午後2時」までに、「法人本部事務室（桐の里）」にて手続き下さい。

お支払いされた「請求額の入金及び振替」が確認された時点、現金での入金処理された時点で領収書を発行します。（当月20日までには、請求額のお支払い・入金をお願いします）

5 サービスの利用方法

(1) 利用開始

現在、「介護予防支援」の契約を締結している地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員にご相談の上、利用を計画ください。その後、担当介護支援専門員から当事業所に連絡があり利用が内定します。

なお、当事業所の介護サービス利用にあたっては、初回に「利用契約」の締結が必要です。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

- ☐ 文書でお申し出くださればいつでも解約できます（この場合、その後の予約は無効となります。）

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ☐ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ☐ 利用者がお亡くなりになった場合
- ☐ 利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）もしくは要介護区分と認定された場合

(3) その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合。また、利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

もしくは、やむを得ない事情により施設を閉鎖や縮小する場合は、7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます（なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。）

6 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営方針

- ① 本事業所において提供する介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ② 利用者の人権・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
また、適切な介護サービスの提供に向けて「一方的な対応や利用者本位の援助に欠けることが無いよう虐待防止及びハラスメント防止」に努め、事業所内での言動や対応に注意し、常に専門的な研修や事業所内部での意識や質の向上に努めます。
- ③ 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
- ④ 常に、介護サービスの質の管理・評価を実施し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- ⑤ 介護予防居宅介護サービス計画を基本として、当該計画に沿った「介護予防短期入所生活介護計画」を立案し、サービスを提供します。

(2) 利用に当たっての留意事項

内 容	備 考 ・ 留 意 事 項
衣類・所持品	衣類は「整理タンス」に収納、所持品類は扉付き床頭台に保管できます。なお、必要な衣類等については「入所利用時のお願い」にて説明させていただきます。なお、衣類及び持ち物には、個人の「名前」を記入ください。ペット類の持ち込みは遠慮願います。
貴重品の管理	利用者が「金銭・貴重品」を持参される場合は、整理タンス備え付けの「鍵付き保管庫」に保管できます。なお、事務室の金庫でも預かり出来ますが、家族等の立会をお願いします。
面 会	7：00～19：00の時間帯で面会が可能です。以外の時間帯に面会を希望する場合は、警備員に申し出ください。
外 出	個人的な外出等については、事前に申し出いただき、家族等の付添いにより外出ができます。
受 診	定期受診については、家族等で対応願います。なお、体調が変化し緊急受診が必要な場合は、事業所の判断で医療機関を受診します。
飲酒・喫煙	令和2年4月1日より受動喫煙防止法が制定されたため施設内での喫煙はできません。 飲酒は、他の入所者に迷惑をかけない範囲であれば可能です。
宗教活動	当施設内での布教活動は一切禁止します。
介護用品・設備の使用	利用者の介護用品（車椅子・オムツ類・簡易トイレ等）は、身体状態を考慮して事業所から提供します。一般的な設備については、安全な範囲で使用可能です。
衣類の洗濯	衣類等は、事業所の業務用洗濯機・乾燥機で処理しますが、素材により事業所の機械で処理が難しい場合は対応できないことがあります。

7 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、かかりつけ医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

当事業所では、緊急時の受診先として「岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター」及び「岩手県立遠野病院」・「岩手県立東和病院」を予定します。

大迫地域診療センター＝花巻市大迫町大迫13-20-1 TEL0198-48-2211

岩手県立遠野病院 ＝遠野市松崎町白岩14-74 TEL0198-62-2222

岩手県立東和病院 ＝花巻市東和町安俵6区75-1 TEL0198-42-2211

緊急連絡先	1	2
氏 名		
住 所		
電話番号		
続 柄		

8 衛生管理

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう本体施設及び各事業所と連携・協働した対策等（指針整備・専門委員会検討・研修訓練等）に基づき、に次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するため法人の専門委員会委員に当事業所の担当者を年度ごとに配置しています。

9 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため本体施設及び各事業所と連携・協働した対策等（指針整備・専門委員会検討・研修訓練等）に基づき、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するため法人の専門委員会委員に当事業所の担当者を年度ごとに配置しています。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政機関に通報します。

10 身体拘束の適正化

事業所は、原則的に利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束等を行

う場合には、本体施設及び各事業所と連携・協働した対策等（指針整備・専門委員会検討・研修訓練等）に基づき、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (3) 事業所は、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するため法人の専門委員会委員に当事業所の担当者を年度ごとに配置しています。

11 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を本体施設及び各事業所と連携・協同して策定された当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 防災・防火対策と行動

当事業所は、運営する建物や隣接する地域・建造物等に自然災害や火災等の被害が発生した時には、利用者の健康及び生命の安全を最優先して、各種の対応と行動に努めます。

- (1) 防災設備 ⇒ 消火器等消防法に基づいた設備を設置しています。
- (2) 防災・火災訓練 ⇒ [年間防災・防火訓練計画書]により、定期的に訓練を実施します。
- (3) 防火管理者 ⇒ 法人の管理者にあたります。

13 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する介護サービス提供上で発生した事故については、直ちに家族へ連絡するとともに当該市町村及び利用者に係わる居宅介護支援事業者迅速に連絡し、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置・対応は記録し保管します。
- (2) 利用者に対する介護サービス提供上で、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに対応します。

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉事業者総合保険
保障の概要	賠償責任保険約款の定める範囲

14 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当
担当 生活相談員 電話 0198-48-2905
- (2) その他

当施設以外に、花巻市及び花巻市大迫総合支所・岩手県国民健康保険連合会の相談・苦情窓口相談・苦情を申立てすることができます。

- ☐ 花巻市大迫総合支所市民サービス課福祉係 電話 0198-48-2111
- ☐ 岩手県国民健康保険団体連合会相談窓口 電話 019-604-6700

15 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人大迫桐寿会	
代表者役職・氏名	理事長 熊 谷 仁 見	
本社所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割 1 番地 1	
電話番号	0 1 9 8 - 4 8 - 2 9 0 5	
定款の目的に定めた事業	1、介護老人福祉施設の設置経営 2、通所介護事業所の設置経営 3、短期入所生活介護事業所の設置経営 4、居宅介護支援事業所の設置経営 5、その他これに付随する業務	
施設・拠点等	介護老人福祉施設	1 カ所
	通所介護（日常生活支援総合事業含む）	1 カ所
	短期入所生活介護・介護予防短期入所介護	1 カ所
	居宅介護支援	1 カ所

16 その他

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	
所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割 1 番地 1
名 称	桐の里介護予防短期入所生活介護事業所
	管理者 峯 村 諭 印

説明者	所属	生活相談員	
	氏 名	佐々木 浩 行	印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
(代理人)	住所	
	氏名	印